



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成27年4月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル 住友不動産株式会社 住宅分譲事業本部計画推進部長 猶原 博
	指定開発行為の名称	（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区大師駅前二丁目1番1
	指定開発行為の目的	集合住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約22,603㎡（準工業地域） 延べ面積：約64,338㎡ （西街区：約43,944㎡、東街区：約20,394㎡） 建物最高高さ：西街区：約44.60m、東街区：約20.00m
	指定開発行為の施行期間	着手年月：平成25年9月（東街区） 完了予定：平成30年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成27年4月6日（月）～平成27年4月20日（月） 土曜日及び日曜日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該見解書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出	条例準備書関係住民（関係地域に在住・在勤の方）から条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会の開催について公告します。 【*条例公聴会を開催する場合は、5月30日（土）の予定です。 公聴会では、大気質、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設、地域交通に関する事項について、意見をお聴きする予定です。】 【申出書の提出期限及び提出先】 提出期限：平成27年4月20日（月） （郵送の場合は、平成27年4月20日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。

